

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 9月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣 菅 義 偉 殿
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣 武 田 良 太 殿
経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官 加 藤 勝 信 殿
経済再生担当大臣 西 村 康 稔 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山定彦

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなった長野県出身者1,376名を含め24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた沖縄県民や命を落とされた多くの兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって、坂城町議会は下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 9月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣 菅 義 偉 殿
外務大臣 茂 木 敏 充 殿
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿
国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 殿
環境大臣 小 泉 進次郎 殿
防衛大臣 岸 信 夫 殿
沖縄及び北方対策担当大臣 河 野 太 郎 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山定彦

選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が望む場合に結婚後も男女がそれぞれの姓を名乗ることを可能とする「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は42.5%となり、反対の29.3%を上回ったことが明らかになった。

少子高齢化が進む現在においては、一人っ子同士のカップルや、子連れ再婚、高齢での結婚も増えており、改姓を望まない場合も少なくない。また、改姓を強制されるため結婚を諦める人が4%おり、非婚、少子化につながる要因の一つともなっている。

夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、自己同一性の喪失による苦痛や姓を維持するために法的な補償が少ない事実婚の選択などの問題が生じている。

このような日本の現状に対し、国連からは民法を見直すことを記した3回の是正勧告が出され、また、平成27年12月及び本年6月23日に示された最高裁判所判決においては、「夫婦の氏についての制度」の在り方について、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」とし、国会に対し、議論と判断が委ねられている。

しかしながら、依然として今日に至るまで、国会での議論が進まない状況にある。

よって、坂城町議会は、国において、下記の事項を実現するよう要請する。

記

- 1 選択的夫婦別姓制度の法制化について、議論を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 9月 日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 山東昭子 殿
内閣総理大臣 菅 義偉 殿
総務大臣 武田良太 殿
法務大臣 上川陽子 殿
内閣官房長官 加藤勝信 殿
内閣府特命担当大臣 丸川珠代 殿
(男女共同参画)

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山定彦